

2024年4月
改正!



労働条件明示ルール

WEBセミナー

3/19 火

4/17 水

両日とも10:30-11:30

把握と対応



Q テレワークの場合
就業場所はどう明示する?

Q 今いる従業員にも
改正ルール対応の条件明示は必要?

Q 有期契約労働者に
更新回数の明示は必要?

…答えはセミナーで

辻正裕氏

弁護士法人ALG&Associates
埼玉法律事務所 所長
企業法務担当執行役員 / 弁護士

お申込み

※右の二次元コードからもお申込みいただけます。

<https://www.obc.co.jp/rjm>



お申込み ※右の二次元コードからもお申し込みいただけます。

<https://www.obc.co.jp/rjm>



2024年4月改正！ 労働条件明示ルール 把握と対応

2024年4月から労働条件明示ルールが変わります。残された時間は、あとわずか…改正内容の把握と対応は急務です！本セミナーでは、弁護士法人ALG&Associatesの辻弁護士が改正内容の把握と具体的な対応、明示義務違反をした場合のリスクをわかりやすく解説します。

- 従来の労働条件明示事項
- 2024年4月改正内容
 - (1) すべての労働者に対する明示事項
 - ・就業場所・業務の変更の範囲の明示
 - (2) 有期契約労働者に対する明示事項
 - ・更新上限の有無と内容の明示
 - ・無期転換申込機会の明示
 - ・無期転換後の労働条件の明示
 - (3) 労働条件通知書の具体的な記載内容
 - (4) こういう場合はどうなる？あるある事例と厚労省QA※をもとに解説
- 労働条件明示義務違反によるリスク

※厚労省QAとは「令和5年改正労働基準法施行規則等に係る労働条件明示等に関するQ & A」を指しています。

※本セミナーは録画配信です。
※本セミナーは2024年2月5日開催の同名セミナーと同じ内容です。

講師紹介



辻 正裕氏 弁護士法人ALG & Associates 埼玉法律事務所所長・企業法務担当執行役員 弁護士

東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻卒業 埼玉弁護士会所属。企業法務全般の法律業務を得意とし、企業間紛争に関わる交渉や使用者側の労働審判等の代理人を務める等、企業側の紛争及び予防法務を主として従事。労務問題におけるトラブルへの対応とその予防策について企業への研修講師や土業向けセミナー等も多数おこなっている。

弁護士法人
ALG
& Associates

会社の利益を守ります

就業規則など各種規則等の作成、退職勧奨・整理解雇など手続き支援、
企業の利益を最大化するための様々な場面で会社を守る方策をご提案します。



【Webセミナー】2024年4月改正！労働条件明示ルール 把握と対応

日時	2024年3月19日（火）／4月17日（水）いずれも10:30～11:30（開始15分前からアクセス可） ※Zoomにて録画を配信いたします。 ※両日とも同じ内容です。
定員	各回1,000名（参加費無料／事前登録制）
対象	経営者、経営層、人事労務責任者の方
主催	弁護士法人ALG & Associates／株式会社東京海上日動パートナーズTOKIO／辻・本郷ITコンサルティング株式会社／宝印刷株式会社／株式会社オービックビジネスコンサルタント
お問い合わせ	株式会社オービックビジネスコンサルタント 坂本／山口 mail： obc-as@obc.co.jp

※ 講師・共催企業と同業の方、弁護士の方、個人の方はお申込みをお断りする場合がございます。
※ 講師・講演内容は予告なく変更になる可能性があります。